

○高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成16年11月18日農林水産大臣公表）変更新旧対照条文  
（下線は変更部分）

変 更 後	変 更 前
<p>高病原性鳥インフルエンザは、国際獣疫事務局（OIE）が作成した診断基準（Manual of Standards for Diagnostic Tests and Vaccines。以下「OIEマニユアル」という。）により高病原性鳥インフルエンザウイルス（Highly Pathogenic Avian Influenza ウイルス。以下「HPAIウイルス」という。）と判定されたA型インフルエンザウイルス又はH5若しくはH7亜型のA型インフルエンザウイルス（HPAIウイルスと判定されたものを除く。）の感染による鶏、あひる、うずら、だちよう、ほろほろ鳥又は七面鳥（以下「家さん」という。）の疾病をいう。</p> <p>（略）</p> <p>我が国は、島国という地理的条件に加えて、輸入検疫の努力もあり、1925年の発生を最後に、長く本病に対する清浄性を保ってきたが、2004年1月、79年ぶりとなる発生が確認された。同年3月までに4件の発生が確認され、約27万5千羽が死亡し、又はとう汰された。また、本病の発生に係る防疫対応を通じて明らかとなった課題に対応するため、同年6月には、<u>家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）の一部改正が行われ、疾病発生時の届出義務違反に対する罰則の強化、移動制限命令の強化、移動制限命令を受けた畜産農家に対する助成の制度化等の措置が講じられた。</u>さらに、2005年6月から12月までに、茨城県及び埼玉県において41例の感染が確認され、又はとう汰された。採卵鶏を中心とした約580万羽の鶏が殺処分され、又はとう汰された。本事例において分離されたウイルスは、鶏が感染しても明瞭な臨床症状を示さないH5N2亜型の弱毒タイプであった。鳥インフルエンザについては、鶏に感染した場合に、弱毒タイプに変異することが報告されている。このため、本事例についても、強毒タイプのウイルスによる発生に対する防疫に準じた措置が講じられた。しかしながら、ウイルス</p>	<p>高病原性鳥インフルエンザは、国際獣疫事務局（OIE）が作成した診断基準（Manual of Standards for Diagnostic Tests and Vaccines。以下「OIEマニユアル」という。）により高病原性鳥インフルエンザウイルス（Highly Pathogenic Avian Influenza ウイルス。以下「HPAIウイルス」という。）と判定されたA型インフルエンザウイルス又はH5若しくはH7亜型のA型インフルエンザウイルス（HPAIウイルスと判定されたものを除く。）の感染による鶏、あひる、うずら又は七面鳥（以下「家さん」という。）の疾病をいう。</p> <p>（略）</p> <p>我が国は、島国という地理的条件に加えて、輸入検疫の努力もあり、1925年の発生を最後に、長く本病に対する清浄性を保ってきたが、2004年1月、79年ぶりとなる発生が確認された。同年3月までに4件の発生が確認され、約27万5千羽が死亡し、又はとう汰された。また、本病の発生に係る防疫対応を通じて明らかとなった課題に対応するため、同年6月には、<u>家畜伝染病予防法（以下「法」という。）の一部改正が行われ、疾病発生時の届出義務違反に対する罰則の強化、移動制限命令を受けた畜産農家に対する助成の制度化等の措置が講じられた。</u>さらに、2005年6月から12月までに、茨城県及び埼玉県において41例の感染が確認され、採卵鶏を中心とした約580万羽の鶏が殺処分され、又はとう汰された。本事例において分離されたウイルスは、鶏が感染しても明瞭な臨床症状を示さないH5N2亜型の弱毒タイプであった。鳥インフルエンザウイルスのうち、H5亜型及びH7亜型については、鶏に感染した場合に、弱毒タイプが強毒タイプに変異することが報告されている。このため、本事例についても、強毒タイプのウイルスによる発生に対する防疫に準じた措置が講じられた。しかしながら、ウイルスが分離されず抗体のみが分</p>

スが分離されず抗体のみが分離された一部の農場においては、ウイルスに感染した疑いがない鶏の羽数が膨大で、直ちに殺処分することが不可能な場合であったことから、分離されたウイルスの特性等を踏まえ、家畜防疫上のリスクを高めない範囲で、鶏を直ちに殺処分しない措置が講じられた。

(以下略)

## 第1 基本方針

(略)

### 1 異常家きん等の通報

本病は、一般に、感染した鳥類又は本病のウイルスに汚染された排泄物、飼料、粉塵、水、はえ、野鳥、人、飼養管理に必要な器材若しくは車両等との接触により感染する。このため、家畜防疫員は、獣医師等と連携し、家きん等(家きん及び家きん以外の鳥類(飼養されているものに限る。以下同じ。))をいう。以下同じ。)の所有者(管理者を含む。以下同じ。)に対し、本病の発生の予防に関する知識の普及・啓発に努めるとともに、的確な発生の予防措置が講じられるよう、法第12条の3の規定に基づく飼養衛生管理基準、特に本病については、

- (1) すずめ、からす類等の野鳥の、鶏舎等への侵入防止対策を強化すること
- (2) ねずみ、いたち類、さらにはえ、ごきぶり等の害虫対策を強化すること
- (3) 給水用の水は、飲用に適したものか、消毒したものをを用いることとし、少なくとも、野鳥や野生動物との接触が考えられる生水を家きん等に与えないこと
- (4) 家きん等の飼養場所(以下「農場」という。)の出入口に消毒槽を設置すること等により、車両、器具、従業員等の衣服、長靴及び身体等の消毒を徹底するとともに、関係者以外の農場への出入りを厳しく制限すること
- (5) 家きん等の導入に当たっては、事前に導入元の衛生状況を把握す

離された一部の農場においては、ウイルスに感染した疑いがない鶏の羽数が膨大で、直ちに殺処分することが不可能な場合であったことから、分離されたウイルスの特性等を踏まえ、家畜防疫上のリスクを高めない範囲で、鶏を直ちに殺処分しない措置が講じられた。

(以下略)

## 第1 基本方針

(略)

### 1 異常家きん等の通報

本病は、一般に、感染した鳥類又は本病のウイルスに汚染された排泄物、飼料、粉塵、水、はえ、野鳥、人、飼養管理に必要な器材若しくは車両等との接触により感染する。このため、家畜防疫員は、獣医師等と連携し、家きん(愛玩鳥を含む。以下「家きん等」という。)の所有者(管理者を含む。以下同じ。)に対し、本病の発生の予防に関する知識の普及・啓発に努めるとともに、的確な発生の予防措置が講じられるよう、法第12条の3の規定に基づく飼養衛生管理基準、特に本病については、

- (1) すずめ、からす類等の野鳥の、鶏舎等への侵入防止対策を強化すること
- (2) ねずみ、いたち類、さらにはえ、ごきぶり等の害虫対策を強化すること
- (3) 給水用の水は、飲用に適したものか、消毒したものをを用いることとし、少なくとも、野鳥や野生動物との接触が考えられる生水を家きん等に与えないこと
- (4) 家きん等の飼養場所(以下「農場」という。)の出入口に消毒槽を設置すること等により、車両、器具、従業員等の衣服、長靴及び身体等の消毒を徹底するとともに、関係者以外の農場への出入りを厳しく制限すること
- (5) 家きん等の導入に当たっては、事前に導入元の衛生状況を把握す

ること

- (6) 農場内に複数の鶏舎を有する場合には、鶏舎若しくは鶏舎群ごとに飼養管理者を適正に配置すること、又は鶏舎若しくは鶏舎群ごとに作業衣、長靴、器具等を適切に交換し、若しくは消毒することにより、鶏舎間での感染を防止する飼養管理を徹底すること
- (7) 従業員等に対し、衛生管理の方法の教育を徹底すること
- (8) 家さん等の日常の健康観察を徹底すること
- 等の事項の遵守による、家さん等の適切な衛生管理の方法について助言又は指導を行う。
- (以下略)

## 第2 防疫措置

1～4 (略)

### 5 移動の制限及び家畜集合施設における催物の開催等の制限

(1) 移動制限区域

ア 区域の範囲

(ア) 原則として、発生農場を中心とした半径10km以内の区域とする。ただし、発生状況、疫学的背景等を考慮して、動物衛生課と協議の上、半径5～30kmの範囲まで拡大し、又は縮小することができる。

なお、自家用家さん飼養農場（学校の敷地内の飼育舎その他の自家用に供される家さんの飼養場所であって、他の農場との間に、家さん等若しくはその死体若しくは家さん等の卵、獣医師、飼料関係者等の人、飼養管理関係器材等の物又は飼料運搬車等の車両の出入りがない等、疫学的な関連がなく、本病の病原体がまん延するおそれがないと家畜防疫員が認められたものをいう。以下同じ。）における発生の場合には、動物衛生課と協議の上、移動制限の範囲を半径5km以内の区域とすることができる。

(イ) (ア) で定めた範囲については、発生状況、清浄性の確認状況等を勘案して、動物衛生課と協議の上、半径5km（自家用家

ること

- (6) 農場内に複数の鶏舎を有する場合には、鶏舎若しくは鶏舎群ごとに飼養管理者を適正に配置すること、又は鶏舎若しくは鶏舎群ごとに作業衣、長靴、器具等を適切に交換し、若しくは消毒することにより、鶏舎間での感染を防止する飼養管理を徹底すること
- (7) 従業員等に対し、衛生管理の方法の教育を徹底すること
- (8) 家さん等の日常の健康観察を徹底すること
- 等の事項の遵守による、家さん等の適切な衛生管理の方法について助言又は指導を行う。
- (以下略)

## 第2 防疫措置

1～4 (略)

### 5 移動の制限及び家畜集合施設における催物の開催等の制限

(1) 移動制限区域

ア 区域の範囲

(ア) 原則として、発生農場を中心とした半径10km以内の区域とする。ただし、発生状況、疫学的背景等を考慮して、動物衛生課と協議の上、半径5～30kmの範囲まで拡大し、又は縮小することができる。

(イ) (ア) で定めた範囲については、発生状況、清浄性の確認状況等を勘案して、動物衛生課と協議の上、半径5kmの範囲まで

きん飼養農場における発生の場合にあっては、1 kmの範囲まで縮小することができる。

(ウ) (略)  
イ (略)  
ウ

(ア) 家きん及びその死体並びに家きんの卵、飼養管理に必要な器材、飼料、排せつ物等の本病の病原体をひろげるおそれのある物品の移動を制限する。また、家畜防疫員は、家きん以外の鳥類の所有者に対し、移動の自粛を要請する。

(イ) ～ (オ) (略)

エ 制限の例外

本病の発生状況、搬出・搬送・搬入時及び移動先における病原体の拡散防止措置の状況等を勘案して、動物衛生課と協議の上、次により例外を設けることができる。

(ア) (略)

(イ) 発生農場を中心とした半径5 km以内の区域（自家用家きん飼養農場における発生の場合にあっては、動物衛生課と協議の上指定した区域）を除く食鳥処理場等の再開

(ウ) (略)

(エ) 発生農場を中心とした半径5 km以内の区域（自家用家きん飼養農場における発生の場合にあっては、動物衛生課と協議の上指定した区域）を除いた区域内における移動制限区域外で生産された種卵を用いるふ卵業務の再開

(2) 搬出制限区域

ア 区域の範囲

(ア) 原則として、移動制限区域以外の区域で、移動制限の開始時に(1)のアの(ア)で設定した区域とする。ただし、発生状況、清浄性の確認状況等を勘案して、動物衛生課と協議の上、半径5 km（自家用家きん飼養農場における発生の場合）にあっては、1 kmの範囲まで縮小することができる。

(イ) (略)

縮小することができる。

(ウ) (略)

イ (略)

ウ

(ア) 家きん及びその死体並びに家きんの卵、飼養管理に必要な器材、飼料、排せつ物等の本病の病原体をひろげるおそれのある物品の移動を制限する。また、家畜防疫員は、愛玩鳥の所有者に対し、移動の自粛を要請する。

(イ) ～ (オ) (略)

エ 制限の例外

本病の発生状況、搬出・搬送・搬入時及び移動先における病原体の拡散防止措置の状況等を勘案して、動物衛生課と協議の上、次により例外を設けることができる。

(ア) (略)

(イ) 発生農場を中心とした半径5 km以内の区域を除く食鳥処理場等の再開

(ウ) (略)

(エ) 発生農場を中心とした半径5 km以内の区域を除いた区域内における移動制限区域外で生産された種卵を用いるふ卵業務の再開

(2) 搬出制限区域

ア 区域の範囲

(ア) 原則として、移動制限区域以外の区域で、移動制限の開始時に(1)のアの(ア)で設定した区域とする。ただし、発生状況、清浄性の確認状況等を勘案して、動物衛生課と協議の上、範囲を縮小することができる。

(イ) (略)

イ (略)

ウ 制限内容

(ア) 家さん及びその死体並びに家さんの卵、飼養管理に必要な器材、飼料、排せつ物等の本病の病原体をひろげるおそれのある物品の搬出制限区域外への移動を禁止する。また、家畜防疫員は、家さん以外の鳥類の所有者に対し、移動の自粛を要請する。

(イ)～(オ) (略)

エ (略)

## 6 清浄性の確認のための検査等

(1) 移動制限区域及び搬出制限区域における検査

都道府県は、ア及びイに掲げる検査を行うものとする。

ア (略)

イ 最終発生に係るアの検査の材料の採取完了後10日以上経過し、当該検査の結果が陰性であることが確認され、かつ、防疫措置が完了した後、アと同様の検査を行う。

(2)・(3) (略)

(4) その他の区域における措置

ア (略)

イ 家畜防疫員は、飼育鳩等家さん以外の鳥類の飼育者に対しても、本病の特性等について周知徹底を図り、発生時における防疫措置の協力を要請する。

7～9 (略)

## 第3 防疫対応の強化

1・2 (略)

### 3 監視体制の維持

都道府県畜産主務課は、地域の実態にあったモニタリングプログラムを作成し、これに基づき家畜保健衛生所においてモニタリングを実施する。

(1) モニタリングの対象

イ (略)

ウ 制限内容

(ア) 家さん及びその死体並びに家さんの卵、飼養管理に必要な器材、飼料、排せつ物等の本病の病原体をひろげるおそれのある物品の搬出制限区域外への移動を禁止する。また、家畜防疫員は、愛玩鳥の所有者に対し、移動の自粛を要請する。

(イ)～(オ) (略)

エ (略)

## 6 清浄性の確認のための検査等

(1) 移動制限区域及び搬出制限区域における検査

都道府県は、ア及びイに掲げる検査を行うものとする。

ア (略)

イ 最終発生に係る防疫措置の完了後おおむね10日以降アと同様の検査を行う。

(2)・(3) (略)

(4) その他の区域における措置

ア (略)

イ 家畜防疫員は、飼育鳩等愛玩鳥の飼育者に対しても、本病の特性等について周知徹底を図り、発生時における防疫措置の協力を要請する。

7～9 (略)

## 第3 防疫対応の強化

1・2 (略)

### 3 監視体制の維持

都道府県畜産主務課は、地域の実態にあったモニタリングプログラムを作成し、これに基づき家畜保健衛生所においてモニタリングを実施する。

(1) モニタリングの対象

ア 原則として、毎月1回、1家畜保健衛生所当たり3農場、1農場当たり6週齢以上の家さん又は死亡した家さん1種ごと10羽以上を対象とする。  
イ (略)  
(2) (略)

ア 原則として、毎月1回、1家畜保健衛生所当たり1農場、1農場当たり6週齢以上の家さん又は死亡した家さん1種ごと10羽以上を対象とする。  
イ (略)  
(2) (略)